

ビルクリーニング職種 技能検定試験の試験科目及びその範囲並びにその細目 対比表

基礎2級	基礎1級	3級
基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識	基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識	初級の技能者が通常有すべき一般的な技能及び知識
<p>学科試験</p> <p>1 建築物及び環境衛生</p> <p>①ビルクリーニングの目的及び意義 次に掲げるビルクリーニングの目的及び意義について、初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.衛生性 2.美観性 3.安全性 4.保全性 <p>②建築物衛生法 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)(略称:建築物衛生法)について、初歩的な知識を有すること</p> <p>③建築物の構造及び仕上げ材 建築物の構造及び仕上げ材について、初歩的な知識を有すること</p> <p>2 建築物の汚れ</p> <p>①建築物の汚れ 次に掲げる建築物の汚れについて、初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.汚れの種類 2.汚れの原因 3.汚れの除去 <p>3 資機材</p> <p>①器具 次に掲げるビルクリーニング用器具について、初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ほうき(自在、シダ、その他のほうき) 2.文化ちり取り 3.モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型、その他のモップ) 4.静電気ほこり取り 5.タオル 6.ダストクロス 7.超極細繊維クロス 8.ハンドパッド 9.フロアパッド 10.デッキブラシ 11.ウインドスクイジー 12.シャンパー 13.フロアースクイジー 14.汚水取り 15.パテナイフ(スクレーパー) 16.毛かき 17.ブランジャー 18.廃棄物コレクター 19.作業カート 20.保護手袋及び保護マスク 21.作業標示板 22.漏電・過電流防止装置 23.ベッド 24.マットレス 25.シーツ <p>②資材 次に掲げるビルクリーニング用資材について、初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.洗剤(酸性、アルカリ性及び中性) 2.水石けん 3.衛生消耗品 <p>③機械 次に掲げるビルクリーニング用機械について、初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.真空掃除機(ポット型及びアップライト型) 2.吸水バキューム <p>④器具及び資材の整備 器具及び資材の清掃、洗濯、保管について、初歩的な知識を有すること</p> <p>4 ビルクリーニング作業</p> <p>①部位別作業 次に掲げる部位別作業について、初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.床面(弾性、硬性、繊維系及び木質系等) 2.壁面(壁、窓及び窓枠等) 3.立体面(扉、柱、洗面台及びブラインド等) 4.什器及び備品(机、椅子及びロッカー等) <p>②場所別作業 次に掲げる場所別作業について、初歩的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.玄関ホール 2.事務室 3.会議室、役員室及び応接室 4.客室・病室等 5.通路及びエレベータホール 6.湯沸室及び給湯室 7.昇降装置 8.階段 9.食堂 10.更衣室、浴室及びシャワールーム 11.喫煙スペース 12.ごみ集積所 13.駐車場 14.屋上及びベランダ 15.外周及び犬走り 16.洗面所 	<p>学科試験</p> <p>1 建築物及び環境衛生</p> <p>①ビルクリーニングの目的及び意義 次に掲げるビルクリーニングの目的及び意義について、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.衛生性 2.美観性 3.安全性 4.保全性 <p>②建築物の環境衛生 次に掲げる建築物の環境衛生について、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.空気環境 2.吸水及び排水 <p>③建築物の構造及び仕上げ材 建築物の構造及び仕上げ材について、基礎的な知識を有すること</p> <p>2 建築物の汚れ</p> <p>①建築物の汚れ 次に掲げる建築物の汚れについて、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.汚れの種類 2.汚れの原因 3.汚れの除去 4.汚れの予防 <p>3 資機材</p> <p>①器具 次に掲げるビルクリーニング用器具について、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ほうき(自在、シダ、その他のほうき) 2.文化ちり取り 3.モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型、その他のモップ) 4.静電気ほこり取り 5.タオル 6.ダストクロス 7.超極細繊維クロス 8.ハンドパッド 9.フロアパッド 10.デッキブラシ 11.ウインドスクイジー 12.シャンパー 13.フロアースクイジー 14.汚水取り 15.パテナイフ(スクレーパー) 16.毛かき 17.ブランジャー 18.廃棄物コレクター 19.作業カート 20.保護手袋及び保護マスク 21.作業標示板 22.漏電・過電流防止装置 <p>②資材 次に掲げるビルクリーニング用資材について、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.洗剤(酸性、アルカリ性及び中性) 2.水石けん 3.衛生消耗品 <p>③機械 次に掲げるビルクリーニング用機械について、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.真空掃除機(ポット型及びアップライト型) 2.ポリッシャー 3.吸水バキューム <p>④資機材の整備 1)器具及び資材の清掃、洗濯、保管について、基礎的な知識を有すること 2)機械の点検及び補修について、基礎的な知識を有すること</p> <p>4 ビルクリーニング作業</p> <p>①部位別作業 次に掲げる部位別作業について、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.床面(弾性、硬性、繊維系及び木質系等) 2.壁面(壁、窓及び窓枠等) 3.立体面(扉、柱、洗面台及びブラインド等) 4.什器及び備品(机、椅子及びロッカー等) 5.天井面(換気扇、空調吸排口及び照明器具等) <p>②場所別作業 次に掲げる場所別作業について、基礎的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.玄関ホール 2.事務室 3.会議室、役員室及び応接室 4.客室・病室等 5.通路及びエレベータホール 6.湯沸室及び給湯室 7.昇降装置 8.階段 9.食堂 10.更衣室、浴室及びシャワールーム 11.喫煙スペース 12.ごみ集積所 13.駐車場 14.屋上及びベランダ 15.外周及び犬走り 16.洗面所 	<p>学科試験</p> <p>1 建築物及び環境衛生</p> <p>①ビルクリーニングの目的及び意義 次に掲げるビルクリーニングの目的及び意義について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.衛生性 2.美観性 3.安全性 4.保全性 <p>②建築物の環境衛生 次に掲げる建築物の環境衛生について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.空気環境 2.吸水及び排水 3.採光及び照明 4.ねずみ及び害虫 5.かび及び細菌 <p>③建築物の構造及び仕上げ材 建築物の構造及び仕上げ材について、概略的な知識を有すること</p> <p>2 建築物の汚れ</p> <p>①建築物の汚れ 次に掲げる建築物の汚れについて、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.汚れの種類 2.汚れの原因 3.汚れの除去 4.汚れの予防 <p>3 資機材</p> <p>①器具 次に掲げるビルクリーニング用器具について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.ほうき(自在、シダ、その他のほうき) 2.文化ちり取り 3.モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型、その他のモップ) 4.静電気ほこり取り 5.タオル 6.ダストクロス 7.超極細繊維クロス 8.ハンドパッド 9.フロアパッド 10.デッキブラシ 11.ウインドスクイジー 12.シャンパー 13.フロアースクイジー 14.汚水取り 15.パテナイフ(スクレーパー) 16.毛かき 17.ブランジャー 18.廃棄物コレクター 19.作業カート 20.保護手袋及び保護マスク 21.作業標示板 22.漏電・過電流防止装置 23.計量カップ 24.高所用ワイパー <p>②資材 次に掲げるビルクリーニング用資材について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.洗剤(酸性、アルカリ性及び中性) 2.水石けん 3.衛生消耗品 4.床維持剤 5.帯電防止剤 6.金属保護材 7.その他の汚染防止剤 <p>③機械 次に掲げるビルクリーニング用機械について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.真空掃除機 2.ポリッシャー 3.吸水バキューム 4.自動床洗浄機 5.エクストラクター 6.高圧洗浄機 7.送風機 <p>④資機材の整備 1)器具及び資材の清掃、洗濯、保管について、概略的な知識を有すること 2)機械の点検及び補修について、概略的な知識を有すること</p> <p>4 ビルクリーニング作業</p> <p>①部位別作業 次に掲げる部位別作業について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.床面(弾性、硬性、繊維系及び木質系等) 2.壁面(壁、窓及び窓枠等) 3.立体面(扉、柱、洗面台及びブラインド等) 4.什器及び備品(机、椅子及びロッカー等) 5.天井面(換気扇、空調吸排口及び照明器具等) <p>②場所別作業 次に掲げる場所別作業について、概略的な知識を有すること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1.玄関ホール 2.事務室 3.会議室、役員室及び応接室 4.客室・病室等 5.通路及びエレベータホール 6.湯沸室及び給湯室 7.昇降装置 8.階段 9.食堂 10.更衣室、浴室及びシャワールーム 11.喫煙スペース 12.ごみ集積所 13.駐車場 14.屋上及びベランダ 15.外周及び犬走り 16.トイレ及び洗面所

基礎2級	基礎1級	3級
<p>基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識</p>	<p>基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識</p>	<p>初級の技能者が通常有すべき一般的な技能及び知識</p>
<p>③作業回数別作業 次に掲げる作業回数別作業について、基礎的な知識を有すること</p> <p>1. 日常清掃作業</p>	<p>③作業回数別作業 次に掲げる作業回数別作業について、基礎的な知識を有すること</p> <p>1. 日常清掃作業</p>	<p>③作業回数別作業 次に掲げる作業回数別作業について、概略的な知識を有すること</p> <p>1. 日常清掃作業 2. 定期清掃作業</p>
<p>5 廃棄物処理 廃棄物処理について、初歩的な知識を有すること</p> <p>1. ごみの種類と性質 2. ごみの処理方法</p>	<p>5 廃棄物処理 廃棄物処理について、基礎的な知識を有すること</p> <p>1. ごみの種類と性質 2. ごみの処理方法</p>	<p>5 廃棄物処理 廃棄物処理について、概略の知識を有すること</p> <p>1. ごみの種類と性質 2. ごみの処理方法</p>
<p>6 安全衛生 ①安全衛生作業 次に掲げる安全衛生について初歩的な知識を有すること</p> <p>1. 器具及び資材の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 2. 保護具の性能及び取扱方法 3. 作業手順 4. 作業開始時の点検 5. ビルクリーニング作業に関して発生するおそれのある傷病の原因及び予防 6. 事故時等における応急措置及び退避 7. その他ビルクリーニング作業に関する安全衛生のための必要な事項</p>	<p>6 安全衛生 ①安全衛生作業 次に掲げる安全衛生について基礎的な知識を有すること</p> <p>1. 資機材(器具、資材及び機械)の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 2. 保護具の性能及び取扱方法 3. 作業手順 4. 作業開始時の点検 5. ビルクリーニング作業に関して発生するおそれのある傷病の原因及び予防 6. 事故時等における応急措置及び退避 7. その他ビルクリーニング作業に関する安全衛生のための必要な事項</p>	<p>6 安全衛生 ビルクリーニング作業に伴う安全衛生に関し、次に掲げる事項について概略的な知識を有すること</p> <p>1. 資機材(器具、資材及び機械)の危険性又は有害性及びこれらの取扱方法 2. 保護具の性能及び取扱方法 3. 作業手順 4. 作業開始時の点検 5. ビルクリーニング作業に関して発生するおそれのある傷病の原因及び予防 6. 事故時等における応急措置及び退避 7. その他ビルクリーニング作業に関する安全衛生のための必要な事項</p>
<p>7 従事者 次に掲げる従事者について、初歩的な知識を有すること。</p> <p>1. 従事者の自覚 2. 作業上の注意事項</p>	<p>7 従事者 次に掲げる従事者について、基礎的な知識を有すること</p> <p>1. 従事者の自覚 2. 作業上の注意事項 3. サービス精神及びマナー</p>	<p>7 従事者 次に掲げる従事者について、概略的な知識を有すること</p> <p>1. 従事者の自覚 2. 作業上の注意事項 3. サービス精神及びマナー 4. 団体行動及び人間関係</p>
	<p>8 建築物の構造及び設備 次に掲げる建築物について、基礎的な知識を有すること</p> <p>1. 建築物の構造及び設備 2. 建築物の種類及び用途</p>	<p>8 建築物の構造及び設備 次に掲げる建築物について、概略的な知識を有すること</p> <p>1. 建築物の構造及び設備 2. 建築物の種類及び用途</p>
	<p>9 建築物の仕上げ材 次に掲げる建築物の仕上げ材について、基礎的な知識を有すること</p> <p>1. 床仕上げ材 2. 壁仕上げ材及び天井仕上げ材</p>	<p>9 建築物の仕上げ材 次に掲げる建築物の仕上げ材について、概略的な知識を有すること</p> <p>1. 床仕上げ材 2. 壁仕上げ材及び天井仕上げ材 3. 外装仕上げ材及び窓周り仕上げ材</p>
		<p>10 関係法令 次に掲げる関係法令について、概略的な知識を有すること</p> <p>1. 建築物関連法 2. 環境衛生関連法 3. 労働関連法 4. 省エネルギー関連法 5. その他</p>
<p>実技試験</p> <p>ビルクリーニング作業 ①作業の段取り 1) 器具及び資材の準備及び片付けができること 2) 什器及び備品等の移動及び原状復帰ができること</p> <p>②器具の使用 1) 次に掲げる器具について、安全かつ適切に使用できること</p> <p>1. ほうき(自在、シダ、その他のほうき) 2. 文化ちり取り 3. モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型、その他のモップ) 4. 静電気ほこり取り 5. タオル 6. ダストクロス 7. 超極細繊維クロス 8. ハンドパッド 9. フロアパッド 10. テッキブラシ 11. ウィンドスクイジー 12. シャンパー 13. フロアースクイジー 14. 汚水取り 15. パテナイフ(スクレーパー) 16. 毛かき 17. ブランジャー 18. 廃棄物コレクター 19. 作業カート 20. 保護手袋及び保護マスク 21. ペット 22. マットレス 23. シーツ</p> <p>③資材の使用 1) 次に掲げる資材について、安全かつ適切に使用できること</p> <p>1. 洗剤(酸性、アルカリ性及び中性) 2. 水石けん 3. 衛生消耗品</p> <p>④各部位の清掃 1) 次に掲げる各部位について、具体的な指示に基づき、器具を適切に用いて、キズをつけずに作業ができること</p> <p>1. 床面(弾性、硬性、繊維系及び木質系等) 2. 壁面(壁、窓及び窓枠等) 3. 立体面(扉、柱、洗面台及びブラインド等) 4. 什器及び備品(机、椅子及びロッカー等)</p>	<p>実技試験</p> <p>ビルクリーニング作業 ①作業の段取り 1) 資機材(器具、資材及び機械)の準備及び片付けができること 2) 什器及び備品等の移動及び原状復帰ができること</p> <p>②器具の使用 1) 次に掲げる器具について、安全かつ適切に手際よく使用できること</p> <p>1. ほうき(自在、シダ、その他のほうき) 2. 文化ちり取り 3. モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型、その他のモップ) 4. 静電気ほこり取り 5. タオル 6. ダストクロス 7. 超極細繊維クロス 8. ハンドパッド 9. フロアパッド 10. テッキブラシ 11. ウィンドスクイジー 12. シャンパー 13. フロアースクイジー 14. 汚水取り 15. パテナイフ(スクレーパー) 16. 毛かき 17. ブランジャー 18. 廃棄物コレクター 19. 作業カート 20. 保護手袋及び保護マスク 21. 作業標示板 22. 漏電・過電流防止装置</p> <p>③資材の使用 1) 次に掲げる資材について、安全かつ適切に手際よく使用できること</p> <p>1. 洗剤(酸性、アルカリ性及び中性) 2. 水石けん 3. 衛生消耗品</p> <p>④機械の使用 1) 次に掲げる機械について、安全かつ適切に使用できること</p> <p>1. 真空掃除機(ポット型及びアップライト型) 2. ポリッシャー 3. 吸水バキューム</p> <p>⑤各部位の清掃 1) 次に掲げる各部位について、日常清掃作業ができること</p> <p>1. 床面(弾性、硬性、繊維系及び木質系等) 2. 壁面(壁、窓及び窓枠等) 3. 立体面(扉、柱、洗面台及びブラインド等) 4. 什器及び備品(机、椅子及びロッカー等) 5. 天井面(換気扇、空調吸排口及び照明器具等)</p>	<p>実技試験</p> <p>ビルクリーニング作業 ①作業の段取り 1) 資機材の準備及び片付けが迅速にできること 2) 什器及び備品等の移動及び原状復帰が迅速にできること</p> <p>②器具の使用 1) 次に掲げる器具について、安全かつ適切に手際よく使用できること</p> <p>1. ほうき(自在、シダ、その他のほうき) 2. 文化ちり取り 3. モップ(乾式、湿式、T字型、フラット型、ダストクロス型、その他のモップ) 4. 静電気ほこり取り 5. タオル 6. ダストクロス 7. 超極細繊維クロス 8. ハンドパッド 9. フロアパッド 10. テッキブラシ 11. ウィンドスクイジー 12. シャンパー 13. フロアースクイジー 14. 汚水取り 15. パテナイフ(スクレーパー) 16. 毛かき 17. ブランジャー 18. 廃棄物コレクター 19. 作業カート 20. 保護手袋及び保護マスク 21. 作業標示板 22. 漏電・過電流防止装置 23. 計量カップ 24. 高所用ワイパー</p> <p>③資材の使用 1) 次に掲げる資材について、安全かつ適切に手際よく使用できること</p> <p>1. 洗剤(酸性、アルカリ性及び中性) 2. 水石けん 3. 衛生消耗品 4. 床維持剤 5. 帯電防止剤 6. 金属保護材 7. その他の汚染防止剤</p> <p>④機械の使用 1) 次に掲げる機械について、安全かつ適切に使用できること</p> <p>1. 真空掃除機 2. ポリッシャー 3. 吸水バキューム 4. 自動床洗浄機 5. エクストラクター 6. 高圧洗浄機 7. 送風機</p> <p>⑤各部位の清掃 1) 次に掲げる各部位について、日常清掃作業が手際よくでき及び定期清掃作業ができること</p> <p>1. 床面(弾性、硬性、繊維系及び木質系等) 2. 壁面(壁、窓及び窓枠等) 3. 立体面(扉、柱、洗面台及びブラインド等) 4. 什器及び備品(机、椅子及びロッカー等) 5. 天井面(換気扇、空調吸排口及び照明器具等)</p>

基礎2級	基礎1級	3級
基本的な業務を遂行するために必要な基礎的な技能及び知識	基本的な業務を遂行するために必要な技能及び知識	初級の技能者が通常有すべき一般的な技能及び知識
<p>⑤各場所の清掃</p> <p>1)次に掲げる各場所について、具体的な指示に基づき、器具を適切に用いて、キズをつけずに作業ができること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 玄関ホール 2. 事務室 3. 会議室・役員室及び応接室 4. 客室・病室等 5. 通路及びエレベータホール 6. 湯沸室及び給湯室 7. 昇降装置 8. 階段 9. 食堂 10. 更衣室、浴室及びシャワールーム 11. 喫煙スペース 12. ごみ集積所 13. 駐車場 14. 屋上及びベランダ 15. 外周及び犬走り 16. 洗面所 <p>⑥廃棄物処理作業</p> <p>1)廃棄物の収集運搬作業について、具体的な指示に基づき作業ができること</p> <p>⑦器具及び資材の整備</p> <p>1)器具及び資材について、具体的な指示に基づき、手入れ及び後始末ができること</p> <p>⑧ベッドメイク作業</p> <p>1)客室清掃作業の一環として、ベッドメイク作業のうち、シーツの取扱いができること。</p>	<p>⑥各場所の清掃</p> <p>1)次に掲げる各場所について、日常清掃作業ができること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 玄関ホール 2. 事務室 3. 会議室・役員室及び応接室 4. 客室・病室等 5. 通路及びエレベータホール 6. 湯沸室及び給湯室 7. 昇降装置 8. 階段 9. 食堂 10. 更衣室、浴室及びシャワールーム 11. 喫煙スペース 12. ごみ集積所 13. 駐車場 14. 屋上及びベランダ 15. 外周及び犬走り 16. 洗面所 <p>⑦廃棄物処理作業</p> <p>1)廃棄物の収集運搬作業について、作業ができること</p> <p>⑧資機材の整備</p> <p>1)器具及び資材について、具体的な指示に基づき、手入れ及び後始末が手際よくできること</p> <p>2)機械について、基本的な点検及び補修ができること</p>	<p>⑥各場所の清掃</p> <p>1)次に掲げる各場所について、日常清掃作業が手際よくでき、及び定期清掃作業ができること</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 玄関ホール 2. 事務室 3. 会議室・役員室及び応接室 4. 客室・病室等 5. 通路及びエレベータホール 6. 湯沸室及び給湯室 7. 昇降装置 8. 階段 9. 食堂 10. 更衣室、浴室及びシャワールーム 11. 喫煙スペース 12. ごみ集積所 13. 駐車場 14. 屋上及びベランダ 15. 外周及び犬走り 16. トイレ(日常清掃に限る)及び洗面所 <p>⑦廃棄物処理作業</p> <p>1)廃棄物の収集運搬作業について、手際よく作業ができること</p> <p>⑧資機材の整備</p> <p>1)器具及び資材について、手入れ及び後始末が手際よくできること</p> <p>2)機械について、基本的な点検及び補修ができること</p>

注1) ビルクリーニング作業は、部位別、場所別、作業回数別及び建物用途別の作業に大きく区分され、仕様(契約)は主に作業回数別の作業で取り扱う。

注2) 頻度別作業として、日常清掃作業、定期清掃作業、中間清掃作業及び臨時清掃作業に大きく区分される。

・日常清掃作業: 毎日1回以上の頻度で行う作業

・定期清掃作業: 年又は月等の単位で定期的に行う作業

・中間清掃作業: 日常清掃と定期清掃の間で、汚れの状態を判断し、その状態に応じて行う部分(小範囲)清掃作業

・臨時清掃作業: 汚れの状態を判断し、その状態に応じて行う(大範囲)清掃作業(不定期)

注3) ベッドメイク作業は、ホテル等の客室清掃作業及び客室整備作業を行う外国人技能実習生のみを対象とする。